

秋田県大仙保健所からのお知らせ

観桜会期間中に観桜会会場以外の場所で仮設の食品営業を計画している皆様へ

- 平成18年の角館観桜会で、仮設飲食店が調理・販売した「みそ付けたんぼ」が原因で、細菌性食中毒が発生しました。この仮設飲食店は、保健所への手続きを行わず、仙北市観光課が管理する出店会場以外の場所で独自に開設し営業しておりました。
- 大仙保健所では、仮設店舗営業による食品の事故を防止するため、許可や届出を受けることによって、業者の方々に食品の取扱い方法の指導などを行っております。
- 観桜会に来ていただく県内外のお客様はもちろん、食品業者の方々にとっても不愉快な思い出とならないよう、食品の安全・安心確保の取組には関係者の皆様の協力が必要です。

Q1 仮設店舗を開設するためにはどんな手続きが必要ですか。

◇期間を通じて調理・販売等を行う場合は、「許可」または「届出」が必要です。

- ・焼きそば、焼き鳥など(一品又は複数品)を調理し提供する場合……**許可が必要**
- ・わた菓子、じゃがソバターなどを提供する場合……………**届出が必要**
- ・生の肉や魚、牛乳を販売する場合……………**許可が必要**

◇「許可」または「届出」のためには、定められた食品取扱施設(仮設店舗)、従事する人の健康状態の確認(検便結果で異常がないこと)が必要です。

Q2 仮設店舗にはどんな構造や設備が必要ですか。

◇破損しにくい材質のもので、屋根と床、三方の壁を囲ってください。使用水や排水設備、電気やガス、原材料等食品保管のための冷蔵設備、調理器具のほか、手指消毒液、使い捨ての器やゴミ箱など、衛生確保に必要な物品を備えていただきます。

◇施設は、常に不衛生にならないよう、周囲に迷惑のかからないよう管理が必要です。

Q3 許可や届出のための手続きの方法は。

◇営業を始めようとする1週間前には大仙保健所での手続きが必要です。

◇「許可」の場合：許可申請→施設の設置→現地調査※→許可証交付→営業開始(許可証掲示)

◇「届出」の場合：届出→施設の設置→営業開始(届出書写掲示)

※許可施設の場合は、保健所による事前の店舗(構造、設備が申請どおりか)の調査を実施します。

Q4 許可申請や届出のために必要な書類などは。

◇許可申請や届出に必要な用紙類は大仙保健所にあります。営業される方が手続きしてください。

◇施設の平面図、設置場所の見取り図(地図)、検便成績書※が必要です。許可に該当する営業の場合は申請手数料が必要です(飲食店営業16,000円など)。

※検便の実施(容器受理、便採取、検査機関への検体送付と成績書郵送)には約2週間必要。
手続きが遅れないよう早めに対応してください。

Q5 手続き等に関する問い合わせ先は。

◇「いつ、どこで、誰が、どんな食品を、どんな方法で提供するか」を計画し、早めに大仙保健所に相談してください。

お問い合わせ 大仙保健所食品衛生班 TEL0187(63)3683

【観桜会期間中、手続きなしで営業している場合や、
食品の不適切な取り扱いなどがあれば、原則、営業差し止めとなります】